

ブータン王国

産業財産法

2001年7月13日成立

2001年施行

(第III部第17条～第23条は2009年5月1日施行)

目次

第I部 序

第1条 名称

第2条 施行

第3条 範囲

第II部 特許

第4条 定義

第5条 発明の特許性

第6条 特許を受ける権利並びに発明者の氏名掲記

第7条 出願

第8条 発明の単一性並びに補正及び出願の分割

第9条 優先権

第10条 外国特許出願に関する情報

第11条 出願日及び審査

第12条 特許付与及び特許の変更

第13条 特許によって付与される権利

第14条 存続期間及び特許料

第15条 政府又は許可を受けた者による実施

第16条 無効

第III部 意匠

第17条 「意匠」の定義

第18条 登録可能な意匠

第19条 意匠の登録権並びに創作者の名称掲記

第20条 出願

第21条 意匠の審査、登録及び公告

第22条 登録、期間及び更新によって付与される権利

第23条 無効

第 IV 部 商標、団体商標、商号、及び不正競争行為

- 第 24 条 「商標」、「団体商標」及び「商号」の定義
- 第 25 条 商標に係る排他権の取得及び登録要件
- 第 26 条 登録の出願
- 第 27 条 商標の審査、異議申立及び登録
- 第 28 条 登録、期間、並びに更新によって付与される権利
- 第 29 条 不使用を理由とする無効及び抹消
- 第 30 条 団体商標
- 第 31 条 商標及び団体商標の使用許諾
- 第 32 条 商号
- 第 33 条 不正競争行為

第 V 部 総則

- 第 34 条 権利保有者の変更及び使用許諾契約
- 第 35 条 代理人
- 第 36 条 産業財産登録局の組織
- 第 37 条 登録原簿及び公報
- 第 38 条 誤記の訂正及び期間延長
- 第 39 条 裁量権の行使
- 第 40 条 不服申立て
- 第 41 条 侵害、不法行為及び犯罪
- 第 42 条 国際条約の適用
- 第 43 条 規則及び実施細則
- 第 44 条 解釈

第I部 序

第1条 名称

本法は「2001年ブータン王国産業財産法」として引用することができる。

第2条 施行

本法は、大臣が全国紙において指定及び公告できるとした日から発効するものとする。
ただし、別の日が本法の別の条項で指定される場合はこの限りでない。

第3条 範囲

本法はブータン王国全土に及ぶものとする。

第II部 特許

第4条 定義

- (1) 本法の適用上、「特許」とは、発明を保護するために付与された名称を意味する。
- (2) (a) 本法の適用上、「発明」とは、技術分野における特定の問題の解決を実際に可能にするような発明者の発案を意味する。
- (b) 物若しくは方法又はそれに関連しているものも発明とすることができる。
- (3) 次のものは、(2)の意味に含まれる発明であっても、特許保護から除外されるものとする。
 - (i) 発見、科学的論理及び数学的方法
 - (ii) ビジネス、純粋な精神行動、遊び又はスポーツを行うための計画、規則又は方法。
 - (iii) 手術又は治療による人体又は動物に施す処置方法、同様にして人体又は動物に施す診断方法。本項はこのような方法を使用するための物に準用してはならない。

第5条 発明の特許性

- (1) 発明は、それが新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能である場合に、特許性を有する。
- (2) (a) 発明は、先行技術に先んじられていない場合に、新規とする。
- (b) 先行技術は、世界中あらゆる場所において、具現化した発行又は口頭による開示により、使用又はその他の方法によって、発明を主張する出願の提出に先立ち又は(必要に応じて)優先日に先立ち、公衆に開示されたすべてのものから成るものとする。
- (c) (b)の適用上、発明の公衆への開示は、それが出願日又は(必要に応じて)優先日に先立つ12月以内に行われた場合、及び、出願人若しくは出願人に権利を譲渡した者がした行為又は出願人若しくは出願人に権利を譲渡した者に関連する第三者が関係した濫用の結果又はその理由によるものである場合は、これを参酌してはならない。
- (3) 発明は、発明を主張する出願に関する先行技術で(2) (b)に定義されているものを参酌し、当該技術における通常の技能を有する者にとって自明でなかったときは、進歩性を有するものとみなすものとする。
- (4) 発明は、いかなる種類の産業においても製造又は使用されることができるときに、産業上利用可能とみなされるものとする。「産業」とは広義に解され、特に、手工業、農業、漁業、並びにサービス業にも及ぶものとする。
- (5) 公序良俗に反して業として実施される発明は、特許を受けることができない。

第6条 特許を受ける権利並びに発明者の氏名掲記

- (1) 特許を受ける権利は発明者に帰属するものとする。
- (2) 二人以上の者が共同である発明をした場合、その特許を受ける権利は全員に共同で帰属するものとする。
- (3) 2又はそれ以上の者が互いに独立して同じものを作成した場合、最も早い提出日の願書、或いは優先が主張された場合は正当に主張された最も早い優先日の願書を持つ者が、かかる願書が撤回又は削除されない限り、特許を受ける権利を持つものとする。
- (4) 特許を受ける権利は譲渡することができ、相続によって移転することができる。
- (5) 雇用契約の下で発明がされた場合、反対の契約条項がないときには、特許を受ける権利

は雇用主に帰属する。

(6) 発明者の氏名は特許に掲記されるものとする。ただし、登録官に宛てた自己の署名した特別な書面による宣言書の中で、自己の氏名が掲記されることを望まないとししている場合はこの限りでない。発明者がいかなる者に対して行う、自己がかかる宣言をするという旨のいかなる約束或いは保証も、法的効力外のものとする。

第7条 出願

(1) 特許出願は所定の方式で登録官に対して提出しなければならない。願書、明細書、1又は複数の特許請求の範囲、1又は複数の図面(必要とされる場合)及び要約書を含むものとする。これは所定の出願料納付に従わなければならない。

(2) (a) 願書には、特許付与という旨の請願、出願人、発明者及び代理人(もしあれば)の氏名並びにその者に関する他所定の事項、発明の名称を含むものとする。

(b) 出願人が発明者でない場合は、特許を受ける出願人の権利を正当化する陳述が願書に添付されていなければならない。

(3) 明細書では、当該技術における通常の技能を有する者が当該発明を実施するのに十分明確かつ完全な方法で発明を開示しなければならない。かつ、特に、発明を実施するために出願人が知る少なくとも一つの様態を示さなければならない。

(4) (a) 特許請求の範囲には、保護を求める事項を明示しなければならない。明細書及び図面は請求を説明するために用いることができる。

(b) 特許請求の範囲の記載は明確かつ簡潔でなければならない。特許を受けようとする発明は、すべて明細書に記載したものでなければならない。

(5) 図面は、発明を理解するために必要とされる場合に求められるものとする。

(6) 要約書は、技術を理解するためにのみ用いられるものとし、特に、技術的範囲を定める目的のために考慮してはならない。

(7) 出願人は、係属している間であればいつでも、出願を取り下げることができる。

第8条 発明の単一性並びに補正及び出願の分割

(1) 出願は、単一の発明に関するもの、或いは、一つの全体的な発明的概念の形態において結合した発明群に関するものでなければならない。

(2) 特許が付与される時まで、出願人は出願内容について補正をすることができる。ただし、当該補正は最初の出願における開示の範囲を越えない場合に限る。

(3) (a) 特許が付与される時まで、出願人は出願を2又はそれ以上に分割することができる(分割出願)。ただし、各分割出願は、最初の出願における開示の範囲を越えない場合に限る。

(b) 各分割出願は、最初の特許出願の日並びに優先権主張がされている場合にはその主張日にしたものとみなす。

(4) (1)に基づく発明の単一性の要件に従わない出願において特許が付与された事実は、特許の無効理由としてはならない。

第9条 優先権

(1) パリ条約に定められているように、当該条約の当事国の出願人又は出願人に権利を譲渡

した者がした、1又は複数の、国内又は地域又は国際の先の出願の優先権を主張する宣言を、出願に含めることができる。

(2) 出願が(1)に基づく宣言を含む場合、登録官は出願人に対して、所定の期間内に、先の出願の登録機関により認証された当該出願の謄本を提出するよう求めることができる。

(3) 当該宣言の効果は、パリ条約に規定されている通りとする。

(4) 登録官は、本条及び附則に定めた要件が満たされていないと認めた場合、宣言が行われたとみなしてはならない。

第10条 外国特許出願に関する情報

(1) 出願人は、登録官の求めに応じて、産業財産登録局に対する出願において特許請求の対象とされた発明と同一又は実質的に同一の発明について外国でされた特許出願(外国出願)の日付及び番号を提出しなければならない。

(2) (a) 出願人は、登録官の求めに応じて、(1)にいう外国出願に関する次の文書を提出しなければならない。

(i) 外国出願に関して実施された調査又は審査の結果に関して、出願人が受け取ったあらゆる通知の謄本

(ii) 外国出願を基にして付与された特許の謄本

(iii) 外国出願を拒絶する、又は外国出願における特許付与の請求を拒否する最終決定の謄本

(b) 出願人は、登録官の求めに応じて、(a)にいう外国出願を基にして付与される特許を無効にする最終決定の謄本を提出しなければならない。

第11条 出願日及び審査

(1) (a) 登録官は、出願日を受理日に一致させなければならない。ただし、受領時に出願が次のものを含んでいる場合に限る。

(i) その内容が特許出願を意図していることを表す記載、及び

(ii) 出願人の身元を立証する記載、及び

(iii) 明細書

(b) 登録官が、受領時に出願が(a)にいう要件を満たしていないと認定する場合、登録官は出願人に対して要求する訂正を提出するよう求めなければならない。出願日を要求した訂正の受理日と一致させなければならない。しかしながら、訂正がなされない場合は、出願がされなかったとして扱われるものとする。

(2) 実際には出願に含まれていない図面に、出願が言及する場合、登録官は出願人に欠落している図面を提出するよう求めなければならない。出願人がかかる求めに従う場合、登録官は出願日を欠落している図面の受領日と一致させなければならない。これとは別に、登録官は出願日を出願受理日と一致させなければならない。存在しない図面に関する言及は存在しないものとして審理しなければならない。

(3) 出願日を一致させた後、登録官は、出願が、第7条(1)及び第7条(2)並びにこれに関する規則の要件、かつ、本法及び、本法の適用上正式要件として規則により定められた規則の要件に従っているか否か、さらに、(もしあれば)第10条に基づいて求められる情報が提供されているか否かを審査しなければならない。

(4) 登録官が、出願が(3)の要件に従っていると判断した場合、登録官は、第4条(2)及び(3)、第5条、第7条(4)、(5)及び(6)、第8条、並びにこれに関係する規則の要件を満たしているかどうかについての決定を下すものとし、この目的上、規則に定められているように、出願を審査することができる。

(5) 登録官は(4)の適用上、次のことを考慮に入れる。

(a) 出願に関連する、特許協力条約に基づいて作成された国際予備審査報告書及び国際調査報告書の内容

(b) 外国出願に関する、第10条(2)(a)(i)に基づいて提出された調査及び審査報告書、又は、特許付与の拒否において第10条(2)(a)(iii)に基づいて提出された最終決定

(c) 登録官の要請に従い、外部調査及び審査当局によって実施された調査及び審査報告書

第12条 特許付与及び特許の変更

(1) 登録官は、第11条(3)に規定する要件を満たしていると認める場合には、特許を付与するものとする。そうでない場合には、出願を拒絶して、その決定を出願人に通知するものとする。

(2) 特許を付与する場合、登録官は次の職務を遂行するものとする。

(i) 特許付与について公告する

(ii) 特許付与の証書及び特許の謄本を出願人に交付する

(iii) 特許を記録する

(iv) 所定の手数料を支払うことで、公衆が特許の謄本を入手できるようにする

(3) 登録官は、特許権者からの申立により、特許により付与される保護の範囲を制限するために、特許の文章又は図面を変更しなければならない。ただし、当該の変更が、特許付与の基となる最初の出願に含まれる開示を越える開示を特許にもたらす場合はこの限りでない。

(4) 登録官は、第11条(4)にいう審査の開始後2年以内のいつでも可能なときに、出願の最終決定に至らなければならない。

第13条 特許によって付与される権利

(1) 特許権者以外の者がブータンにおいて特許発明を実施するためには、特許権者の同意が必要である。

(2) 本法の適用上、特許発明の「実施」とは次の行為を意味する。

(a) 物について特許が与えられた場合、

(i) 生産、使用、譲渡の申出、譲渡及び譲渡の目的とする輸入、及び、

(ii) 譲渡の申出、譲渡及び使用の目的とする所持

(b) 方法について特許が与えられた場合、

(i) その方法の使用、及び

(ii) 当該方法によって直接得られた物に関してする、(a)にいう行為

(3) 特許権者は、(4)及び第15条に従い、その同意なく前項にいう行為をして特許権を侵害する者、又は侵害を惹起する蓋然性のある行為をする者を相手方として、裁判所に訴訟を提起する権利その他利用可能な他のあらゆる救済又は手続に関する権利を享有する。

(4) (a) 特許権の効力は、次の行為には及ばない。

(i) ブータンにおいて、特許権者により又はその同意により、市場流通に付された物に関する

る行為

(ii) 一時的又は偶然にブータン国内を通過する他国の車両又は船舶若しくは航空機における物の使用

(iii) 試験研究のためのする特許発明の実施

(iv) 特許出願日前に又は優先権主張日前に、ブータンにおいて善意で発明を実施し、又は実施のための効果的で誠実な準備をしていた者の行為

(b) (a) (iv)にいう先使用者の権利は、実施又は実施の準備に係る事業とともに、又はその一部として、移転することができる。

第14条 存続期間及び特許料

(1) (2)に従い、特許は特許出願日から20年で満了する。

(2) 特許又は特許出願を維持するために、特許出願後1年から起算し毎年、登録官に対して所定の方式で特許料を納付するものとする。所定の追加料金納付により、特許料納付の遅延に対して6月の猶予期間が与えられるものとする。特許料が本項の規定に従って納付されない場合、特許出願が撤回又は特許が消滅したとみなされる。

第15条 政府又は許可を受けた者による実施

(1) 大臣は、次に掲げる場合には、特許権者の同意がなくとも、政府機関又は大臣の指名する者が特許発明を実施できる旨、決定することができる。当該利用は、それが許可された目的の範囲内で行われるものとし、当該発明の経済的価値を考慮し、(ii)の規定に基づいて決定がされた場合には、反競争的行為を矯正する必要性を考慮して当該決定において定められた相当な額の報酬が特許権者に支払われるものとする。大臣は、特許権者の意見及び他の利害関係者が申し立てたときはその者の意見を聴聞した後に、当該決定を行うものとする。

(i) 公益、特に国家の安全、栄養、健康、又は国家経済上重要な他の部門における開発を理由とする場合

(ii) 司法機関又は行政機関が特許権者又は実施権者による実施の態様が反競争的であると認め、かつ、大臣が本項に従う発明の実施が当該反競争的行為を矯正すると認める場合

(2) 状況に変化が生じた場合には、特許権者又は政府機関若しくは特許発明の実施を許可された者の申立てにより、大臣は、いずれか又は双方の当事者が望むときは当事者の意見を聴聞した後に、その変化に対応する限りにおいて、特許発明の実施を許可する決定の条件を変更することができる。

(3) (a) 決定の原因となった状況が存在しなくなり、かつ再びそうした状況が生ずる虞がなく、又は政府機関若しくは大臣が指名した者が決定の条件に従わないと認める場合には、特許権者の申立てにより、大臣は、いずれか又は双方の当事者が望むときは当事者の意見を聴聞した後に、その許可を取り消すものとする。

(b) (a)の規定にかかわらず、政府機関又は大臣が指名した者の正当な利益を適切に保護する必要があり、そのゆえに決定を維持する必要があると認めた場合には、大臣は、許可を取り消してはならない。

(4) 大臣が指名した者は、専らその事業の全部又は特許発明を実施する一部の事業とともにする場合にのみ、許可を移転することができる。

(5) 許可は、次の行為を排除しないものとする。

(i) 特許権者による実施許諾

(ii) 特許権者による、第 13 条(2)の規定に基づく継続的な実施

(6) (a) 大臣に許可を請求するには、特許権者が請求人から許諾契約締結の申込みを受けたこと、しかし請求人が相当な条件及び期間の下で実施権を取得することができなかったことについての証拠を添付しなければならない。

(b) (a)の規定は、国家緊急事態その他の緊急事態が生じた場合には、適用しない。ただし、そのような場合には、特許権者は、相当な期間内に大臣決定の通知を受けるものとする。

(7) 政府機関又は大臣が指名した者による発明の実施は、主にブータンの市場において行われなければならない。

(8) (1)ないし(3)の規定に基づく大臣の決定に不服がある場合には、裁判所にその旨申し立てることができる。

第 16 条 無効

(1) いかなる利害関係人も、裁判所又は登録官に特許を無効とするよう申し立てることができる。

(2) 裁判所又は登録官は、特許無効を請求する者が、第 4 条(2)及び(3)、第 5 条並びに第 7 条(3)、(4)及び(5)に規定する要件のいずれかが満たされていないことを証明した場合、又は特許権者が発明者若しくはその権利承継人でない場合には、特許を無効としなければならない。

(3) 無効とされた特許又は特許請求の範囲の全部若しくは一部は、特許付与の日から無効であったものとみなす。

(4) 裁判所の終局的な判断は、それを記録し公告する登録官に、可能なかぎり迅速に通知されなければならない。

第III部 意匠

第17条 「意匠」の定義

- (1) 本法の適用上、いかなる線又は色の組合せ或いは立体的形状、又はいかなる素材であっても、線又は色と結合しているか否かにかかわらず、意匠とみなす。ただし、かかる組合せ、形状又は素材が、産業又は手工業の物品に特別な外観を与え、産業又は手工業の物品に応用されうるものであり、かつ美感を喚起して視覚に訴える場合に限る。
- (2) 本法に基づく保護は、専ら技術上の結果を得るために用いられる意匠の形態及び類似せざるをえない外観上の特徴には及ばない。

第18条 登録可能な意匠

- (1) 意匠は、それが新規である場合に登録を受けることができる。
- (2) 意匠は、登録の出願日前又は優先権主張日前にブータン国内でされた有形的な公示又はその他の実施により開示されていない場合、新規であるとしなければならない。第5条(2)(c)を準用するものとする。
- (3) 公序良俗に反する意匠は登録を受けることができない。

第19条 意匠の登録権並びに創作者の名称掲記

第6条の規定を準用するものとする。

第20条 出願

- (1) 意匠の登録出願は所定の方式で登録官に対して行われなければならない。願書、図面その他意匠に係る物品の適切な視覚的表現物及び当該物品の種類に係る表示を含むものとする。意匠が平面的なものである場合、意匠に係る物品の見本を添付することができる。出願を行うには、所定の出願手数料を納付しなければならない。
- (2) 出願人が意匠の創作者でないときは、意匠登録を受ける出願人の権利を正当化する陳述書が願書に添付されなければならない。
- (3) 第9条の規定を準用するものとする。
- (4) 同一の出願により、複数の意匠を出願することができる。ただし、国際分類において同一分類にあるか、同一の組物に関連する場合に限る。
- (5) 出願に際しては、登録意匠の公告を出願日又は優先権主張日から12月延長する請求を含むことができる。
- (6) 出願人は、係属している間であればいつでも、出願を取り下げることができる。

第21条 意匠の審査、登録及び公告

- (1) 登録官は、意匠登録出願の日を受理日に一致させなければならない。ただし受理時に、出願に、出願人の身元を特定する表示及び本願意匠に係る物品の図面が含まれている場合に限る。第11条(1)(b)の規定を準用するものとする。
- (2) 出願日を受理日と一致させた後、登録官は、出願が、第20条(1)及び(2)の規定並びにこれに関する規則の要件を満たしているかどうか、出願料が納付されているかどうか、意匠が第17条及び第18条(3)規定並びにこれに関する規則の要件を満たしているかどうかについて審

査するものとする。

(3) 登録官は、(2)の規定に定める条件が満たされていると認めるときは、意匠を登録し、登録を公告し、出願人に対して意匠登録の証書を交付しなければならない。そうでないときは、出願を拒絶しなければならない。

(4) (a) (3)の規定にかかわらず、第20条(5)の規定に基づいて公告延期の申立てがされた場合、意匠登録に際して、登録意匠又は出願に関するいかなる書面も公衆の閲覧に供されることはない。この場合、登録官は、意匠の公告延期及び意匠権者の身元を特定する情報、出願日、要求された延長期間その他所定の事項を公告するものとする。

(b) 延長期間の満了時に、登録官は意匠登録を公告しなければならない。

(c) 延長期間内の登録意匠に基づく訴訟は、登録原簿及び出願に係る書面に記載された情報が当該訴訟の被告に通知されたという条件の下で行うものとする。

第22条 登録、期間及び更新によって付与される権利

(1) 意匠権者以外の者がブータンにおいて登録意匠を実施するには、意匠権者との合意を必要とする。

(2) 本法の適用上、登録意匠の「実施」とは、意匠に係る物品の製造、販売及び輸出をいう。

(3) 第13条(4)(a)(i)の規定を準用するものとする。

(4) 意匠権者は、合意なく(2)の規定にいう行為をする者又は侵害を惹起する虞のある行為をする者に対し、利用しうる他のあらゆる権利、救済方法又は法的措置に加えて、裁判所に訴訟を提起する権利を享有する。

(5) 意匠登録の存続期間は、登録の出願日から5年とする。申立及び所定の手数料を納付することにより、登録をさらに5年間更新することができ、この更新は連続して2回行うことができる。所定の追加料金納付により、更新手数料納付の遅延に対して6月の猶予期間が与えられるものとする。

第23条 無効

(1) いかなる利害関係人も、裁判所又は登録官に意匠登録を無効とするよう申し立てることができる。

(2) 裁判所又は登録官は、意匠登録の無効を請求する者が第17条及び第18条に規定する要件のいずれかが満たされていないことを証明した場合、又は意匠権者が創作者若しくはその権利承継人でない場合には、意匠登録を無効にしなければならない。

(3) 第16条(3)及び(4)の規定を準用するものとする。

第IV部 商標、団体商標、商号及び不正競争行為

第24条 「商標」、「団体商標」及び「商号」の定義

本法の適用上、

- (i) 「商標」とは、企業の商品を識別しうる何らかの視覚的標識(「商品商標」)又は役務を識別しうる何らかの視覚的標識(「サービスマーク」)を意味する。
- (ii) 「団体商標」とは、登録出願のさいにそのように指定された何らかの視覚的標識であって、当該商標に係る登録名義人の管理の下で当該標識を使用する様々な企業の商品又は役務の出所その他共通の特徴(品質を含む。)を識別しうるものを意味する。
- (iii) 商号とは、企業を特定し、又は識別せしめる名称又は称号を意味する。

第25条 商標に係る排他権の取得及び登録要件

- (1) 本法が付与する商標に係る排他権は、本法の規定に従って行われる登録によって取得されるものとする。
- (2) 本法のいずれの規定も、自己の商品又は役務を他人の商品又は役務と詐称する者に対して訴を提起する権利又はそれについて救済を受ける権利に影響を及ぼさないものとする。
- (3) 商標は、次に掲げる場合には、有効に登録することができない。
 - (i) 当該商標が自他識別力を有しない場合
 - (ii) 当該商標が公序良俗に反する場合
 - (iii) 当該商標が公衆又は取引者を誤認せしめる虞がある場合、とくに商品若しくは役務の産地又は性質若しくは特徴について誤認を生ぜしめる場合
 - (iv) 当該商標が、国、政府間組織若しくは国際条約によって創設された組織の要素、紋章、旗その他の表章、名称、名称の略語若しくは頭文字、若しくは、国、政府間組織若しくは国際条約によって創設された組織が採用する公的標識又は目印と同一若しくは類似のもの又はそれらを含むもの(当該国又は組織の当局によって認可されているものを除く。)である場合
 - (v) 当該商標が、他の企業の同一若しくは類似の商品若しくは役務に付された商標又は商号でブータンにおいて周知なものと同一若しくは混同を惹起する程度に類似し、又はそれを翻訳したものである場合、及び当該商標が周知であり、出願に際して指定した商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務についてすでにブータンにおいて登録されている場合であって、当該商品又は役務について当該商標を使用することが当該商品又は役務と当該周知な商標について権利を有する者との関連性を想起せしめ、当該権利者の利益が当該使用によって損なわれる虞がある場合
 - (vi) 当該商標が、同一の商品若しくは役務又は緊密な関連性を有する商品若しくは役務を指定する商標で他の権利者に帰属する登録商標又は先願若しくは出願日前の優先権主張に係る商標と同一のものである場合、及びそのような商標と混同を惹起する虞がある程度に類似する場合

第26条 登録の出願

- (1) 商標登録の出願は所定の方式で登録官に対して行われなければならない。願書、標章を複製したもの及び適用可能な区分若しくは国際分類の区分に従った指定商品又は役務の一覧を含むものとする。出願を行うには、所定の出願手数料を納付しなければならない。

(2) (a) 出願人又は出願人に権利を譲渡した者がした、1 又は複数の、国内又は地域又は国際の先の出願の優先権を主張する宣言は、パリ条約に規定されているように、出願に含めることができる。登録官は、出願人に対して、所定の期間内に、先の出願の登録機関により認証された当該出願の謄本を提出するよう求めることができる。

(b) 宣言の効果はパリ条約に規定されている通りとし、登録官が、本項及び附則に規定される要件が満たされていないと認める場合には、当該宣言が行われなかったものとみなすものとする。

(3) 出願人は、係属している間であればいつでも、出願を取り下げることができる。

第 27 条 商標の審査、異議申立及び登録

(1) (a) 登録官は、出願が第 26 条(1)及び附則に規定される要件を満たしているかどうかについて審査を行うものとする。

(b) 登録官は、商標が第 24 条(i)の規定にいう商標であるか否か、及び第 25 条(3) (i)から(vi)の規定に基づいて登録可能であるか否かについて審査を行い、かつ決定を下すものとする。

(2) (a) 登録官が(1)にいう要件が満たされていると認めた場合、登録官は直ちにその旨を所定の方式で公告するものとする。

(b) いかなる利害関係人も、所定の期間内及び方式において、第 24 条(i)及び第 25 条(3)並びに附則に規定される要件のうち 1 又は 2 以上が満たされていないことを理由として、登録官に対して商標登録の異議申立を行うことができる。

(c) 登録官は、直ちに当該申立の謄本を出願人に送付するものとし、出願人は、登録官に対して、所定の期間内及び所定の方式において答弁書を提出するものとする。出願人が答弁書を提出しない場合は、出願を放棄したものとみなすものとする。

(d) 出願人が答弁書を提出した場合、登録官はその謄本を異議申立人に提供するものとし、いずれか又は双方の当事者が望むときは当事者の意見を聴聞した後に、事件の実体を考慮した上で、商標が登録されるべきか否かについて決定を下すものとする。

(e) 出願公告後から登録されるまでの期間、出願人は、商標が登録された場合と同一の権利を享有する。ただし、出願の公告後に為された行為に関して提起された訴訟について、その行為が為された時点では有効に商標が登録されなかったであろうことを被告が立証したときは、有効な抗弁として扱われるものとする。

(3) 登録官は、(1)にいう条件及び次に掲げる条件が満たされた場合には、商標を登録し、登録を公告し、かつ、出願人に登録証を交付する。それ以外の場合には、登録官は出願を拒絶するものとする。

(i) 商標登録に対して所定の期間内に異議申立がされなかったこと

(ii) 商標登録に対して所定の期間内に異議申立がされ、出願人に有利な決定がされたこと

第 28 条 登録、期間、並びに更新によって付与される権利

(1) 商標権者以外の者が指定商品又は役務について登録商標を使用するには、商標権者との契約を必要とする。

(2) 商標権者は、その同意なく商標を使用して商標権を侵害する者、又は侵害を惹起する蓋然性のある行為をする者を相手方として、裁判所に訴訟を提起する権利その他利用可能な他のあらゆる救済又は手続に関する権利を享有するものとする。当該権利は、登録商標に類似

する標識の指定商品又は役務についての使用であって、混同を惹起せしめるものについても及ぶものとする。

(3) 商標登録によって付与される権利の効力は、ブータンにおいて商標権者により又はその同意により、市場流通に付された商品に関する行為には及ばないものとする。

(4) (a) 商標権の存続期間は、登録の出願日から10年とする。

(b) 申立及び所定の手数料を納付することにより、商標登録をさらに10年間延長することができる。

(c) 所定の追加料金納付により、更新手数料納付の遅延に対して6月の猶予期間が与えられるものとする。

第29条 不使用を理由とする無効及び抹消

(1) (a) いかなる被害者も、裁判所又は登録官に対して、商標登録の無効を請求することができる。

(b) 裁判所又は登録官は、商標登録の無効を請求する者が第24条(i)及び第25条(3)に規定される要件のいずれかが満たされていないことを証明したときは、商標登録を無効にしなければならない。

(c) 商標登録無効の効果は、登録日まで遡及するものとし、遅滞なく記録され、公告されるものとする。

(2) いかなる被害者も、裁判所又は登録官に対して、請求の1月前までに、指定商品又は役務について登録商標が登録後も3年以上継続して商標権者又は使用権者によって使用されなかったことを理由として、当該登録の抹消を命じるよう請求することができる。ただし、当該使用を妨げる特別な事情があったと及び不使用の意図の不存在又は当該使用を断念する意図の不存在を証明した場合には、この限りでない。

第30条 団体商標

(1) 第24条(i)への言及が第24条(ii)への言及であるとしなければならない場合を除き、(2)及び(3)の規定に従い、第25条から第29条の規定は、団体商標について準用するものとする。

(2) (a) 団体商標の登録出願は、出願に係る商標を団体商標として指定するものでなければならず、かつ、団体標章の使用に係る規則の謄本を添付して行われなければならない。

(b) 団体商標の商標権者は、(a)にいう規則に変更があれば、その旨を登録官に通知しなければならない。

(3) 第29条(1)に規定されている理由の外、商標権者のみが当該商標を使用していること、(2)(a)にいう規則に違反して当該商標を使用していること又は使用させていること及び商品若しくは役務の出所その他共通の特徴について取引者若しくは公衆を欺罔せしめる方法で当該商標を使用していること又は使用させていることのいずれかの事実を、当該商標登録の無効を請求する者が証明する場合には、裁判所又は登録官は、当該商標の登録を無効としなければならない。

第31条 商標及び団体商標の使用許諾

(1) 商標の登録又はそのための出願に係るいかなる使用許諾契約も、使用権者が当該商標を使用する商品又は役務の品質を使用許諾者が効果的に管理しうる旨を定めるものとする。当

該契約がそのような品質管理に係る規定を含まない場合又はそのような品質管理が効果的に
行われない場合には、当該契約は無効とする。

(2) 団体商標の登録又は出願は、使用許諾契約に従うことを要しない。

第 32 条 商号

(1) 名称又は称号は、その性質又はその使用によって公序良俗に反すると認められる場合、
特に、その名称によって特定される企業の性質上、それが取引者又は公衆を欺罔せしめると
認められる場合には、これを商号として使用してはならない。

(2) (a) 商号は、その登録義務について規定する法令又は規則の如何にかかわらず、登録前
又は登録がされていない場合であっても、第三者がした不法行為から保護されるものとする。

(b) 特に、第三者がする商号の後行使用又は類似する商号の後行使用であって公衆に誤認を
生ぜしめるものは、それが商号、商標、団体商標のいずれとしての使用であるかにかかわら
ず、違法であるとみなすものとする。

第 33 条 不正競争行為

(1) 商工業における誠実な慣行に反するいずれの競争行為も、違法とする。

(2) 特に、次に掲げる行為は、不正競争行為を構成するものとみなす。

(i) 競業他者の信用、商品又は商業的若しくは工業的活動について混同を生ぜしめる性質を
有するすべての行為

(ii) 競業他者の信用を毀損し、その商品又は商業的若しくは工業的活動に対して悪影響を与
える性質を有する虚偽の主張で、取引過程においてなされるもの

(iii) 商品の製造方法、特徴、性能又は数量について公衆を誤認せしめる性質を有する表示
又は主張で、取引過程においてなされるもの

第V部 総則

第34条 権利保有者の変更及び使用許諾契約

(1) 特許権、意匠権、商標権又は団体商標に係る権利の保有者の変更又はそのいずれかの出願の権利の保有者の変更は、書面によって行われるものとし、後者の変更の場合を除いて、利害関係人の申立てにより、登録官によって記録され、公告されるものとする。かかる変更は、登録官によって記録されなければ、第三者に対抗することができないものとする。

(2) 団体商標に係る権利又はその出願の権利の保有者を変更するには、大臣による事前の許可を必要とする。

(3) 商号に係る権利保有者の変更は、当該商号によって特定される事業の全体又は一部とともに、書面によって行われるものとする。

(4) 商標権又は団体商標に係る権利保有者の変更は、指定商品又は役務について、とくにその性質、出所、製造方法、特徴、用途を欺罔せしめ、又は混同を生ぜしめる虞があるときは、無効とする。

(5) 特許、登録意匠、登録商標又はそのいずれかの出願に係る使用許諾契約は、登録官に届け出るものとし、登録官はこれを記録し、公告する以外は、当該契約の内容を公開しないものとする。使用許諾契約は、かかる記録が行われなければ、第三者に対抗することができないものとする。

第35条 代理人

出願人の常居所又は主たる営業所がブータン国に存しない場合、出願人は、ブータン国内に居住し、業務に従事している弁護士、所定の方式により産業財産代理人として登録されている者を代理人としなければならない。

第36条 産業財産登録局の組織

(1) (a) 産業財産登録局は、通商産業省内に設置されるものとする。

(b) 産業財産登録局は、本法及び規則に定められているように、特許の付与及び意匠、商標、団体商標の登録並びに特許及び登録意匠、登録商標、登録団体商標の管理のための手続に関するすべての事務を遂行する権限を有するものとする。

(2) (a) 登録官は、大臣がこれを任命する。

(b) 任命された副登録官及び登録官補佐は、登録官を補佐する。

(c) 決定は、登録官又は登録官が指名した係官によって署名される。

(3) 大臣は、産業財産登録局の組織体系について決定し、その財政及び予算に関するすべての事項について定めるものとする。

第37条 登録原簿及び公報

(1) (a) 産業財産登録局は、特許、意匠及び商標の登録原簿を管理するものとする。団体商標は、商標登録原簿の特別な項目に登録されるものとする。本法にいう記録とは、登録原簿に記載することをいう。

(b) 規則に定める条件に基づいて、何人も、登録原簿を閲覧することができ、その抄本を入手することができる。

(2) 産業財産登録局は、公報によって本法にいう公告を行うものとする。

第 38 条 誤記の訂正及び期間延長

(1) 登録官は、規則の規定に従うことを条件として、本法又は規則に基づいて行われた産業財産登録局への出願又は文書の提出について、その書類上の翻訳文又は転写の誤り、誤記又錯誤を訂正することができる。

(2) 登録官は、本法又は規則に定めるあらゆる行為又は手続を行うための期間を延長することが諸事情に照らして適切であると認める場合には、書面による申立てに応じて、利害関係者にその指示する期間を通知することで、これを延長することができる。当該行為又は手続を行うための期間がすでに満了していたとしても、かかる延長を認めることは、妨げられない。

第 39 条 裁量権の行使

(1) 登録官は、本法又は規則に基づいて、その手続に従事する者に不利になるように裁量権を行使しようとするときは、その者に対し、裁量権を行使する前に、意見を述べる機会を与えなければならない。

(2) (1)の規定は、第 38 条(2)の規定に基づく期間延長を行うに際して、当事者に意見を述べる機会を与えるよう、登録官に命じるものと解釈してはならない。

第 40 条 不服申立て

本法に基づいて登録官が行う決定、特に特許付与、意匠登録、商標若しくは団体商標の登録又は特許出願若しくは登録出願の拒絶について、利害関係人は、裁判所に不服を申し立てることができる。かかる不服申立ては、決定の日から 2 月以内に行わなければならない。

第 41 条 侵害、不法行為及び犯罪

(1) 第 13 条(4)、第 15 条、第 22 条(3)及び第 28 条(3)の規定に従い、第 13 条、第 22 条及び第 28 条に掲げられる行為で、保護に係る権原の名義人の同意なくその者以外の者がブータン国内で行うものは、侵害を構成するものとする。

(2) (a) 保護に係る権原の名義人がした申立てに応じて、又は特定の救済に係る訴訟手続を遂行するようこの者に求めたものの、この者がこれを拒み、若しくはこれを怠った場合において、使用許諾を受けた者がした申立てに応じて、裁判所は、現在若しくは将来の侵害又は第 32 条(2)及び第 33 条の規定にいう不法行為を防止するために、差止め、損害賠償その他一般法に規定される救済措置を命じることができる。

(b) 権限を有する当局又は利害関係人、団体若しくは組合、特に制作者、製造者若しくは貿易業者の申立てに応じて、裁判所は、第 33 条にいう不正競争行為の場合と同一の救済を付与することができる。

(3) 何人も、(1)にいう侵害又は第 32 条(2)及び第 33 条の規定にいう不法行為を故意に行う者は、国法に基づく禁固若しくは 10,000 ニュルタム以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(4) (1)及び(2)の規定にいう特許権の侵害等に関する訴訟手続(刑事訴訟を除く。)において、当該特許に係る発明が物を生産する方法の発明である場合には、物が当該方法によって生産

されたのではないことを証明する責任は、次に掲げる条件のいずれかが満たされるときは、被疑侵害者がこれを負うものとする。

(i) 物が新規であること

(ii) 物が当該方法により生産されている蓋然性は存するものの、合理的な努力によっても使用された方法を特許権者が知ることができないこと

(5) (4)の規定にいう訴訟の審理を行う裁判所は、証拠調べにおいて、被疑侵害者がその製造及び営業上の秘密を開示しないことについての正当な利益を考慮しなければならない。

第 42 条 国際条約の適用

ブータンが当事国である産業財産に関するいかなる国際条約の規定も、本法が扱う事項について準用する。本法の規定と矛盾するときは、当該条約の規定を優先する。

第 43 条 規則及び実施細則

(1) 大臣は、本法を実施するための細目を定めた規則を制定するものとする。規則は、特に、特許付与及び意匠、商標及び団体商標の登録の出願に係る手数料の納付並びにそれに関する事項を定めることができる。

(2) 登録官は、本法及び規則が定める手続並びに産業財産登録局に係るその他の事項に関する実施細則を制定することができる。

第 44 条 解釈

本法において、次に掲げる用語の意義は、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、次に定めるところによる。

「裁判所」は、管轄区域の裁判所を意味する。

「商品及び役務の国際分類」は意匠については、1968年10月8日の「工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定」の最終改訂に従う分類を意味し商標については、1957年6月15日の「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」の最終改訂に従う分類を意味する。

「大臣」は、通商産業大臣を意味する。

「パリ条約」は、1883年3月20日の「工業所有権の保護に関するパリ条約」の最終改正条約を意味する。

「優先日」は、パリ条約に定める優先権の基礎となる先の出願の日を意味する。

「登録原簿」は、第37条(1)にいう登録原簿を意味する。

「登録官」は、産業財産の登録官を意味する。

「規則」は、第43条(1)にいう規則を意味する。